

稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付要綱

令和6年4月1日

市長 決 裁

(目的)

第1条 この要綱は、稲城市(以下「市」という。)内の商業空間の活性化及び賑わいの創出を図ることを目的として、市内で新規に飲食店舗を出店する者に対し、稲城市中小規模飲食店舗出店補助金(以下「出店補助金」という。)を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 開店の日 市内において開店する日または開業日をいう。
- (2) 飲食店舗 店内で飲食提供を行う店舗をいう。
- (3) 商店街 次に掲げる組織をいう。

ア 商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)に規定する商店街振興組合

イ 中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に規定する商店街の事業協同組合

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人に該当する商店街組織

エ アからウまでに掲げるもののほか、アからウまでに掲げる商店街団体に準ずる任意の商店街組織で、市長が認めるもの

(補助対象者)

第3条 出店補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 初めて市内で飲食店舗を出店する者であって、開店の日から5ヵ月以内の者
- (2) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項第3号に規定する中小企業者(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律

第122号) 第2条に規定する営業を行う者を除く。)

(3) その他市長が特に認める団体(政治活動及び宗教活動を行う団体を除く。)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者から除外するものとする。

(1) 自ら店舗経営を行わない者

(2) 市税等を滞納している者

(3) 営業を行うための許認可その他法律に基づく資格が必要な場合において、当該許認可又は資格を取得する見込みがない者

(4) 代表者又は役員が拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終えるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(5) 代表者、役員又は従業員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)の活動を助長する、もしくは運営に資する活動を行う、又は暴力団員である者

(6) 住居を兼ねた店舗を活用する者(店舗と住居が明確に分離されている場合を除く。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、補助対象者として適切でないと市長が認める者(補助対象店舗)

第4条 出店補助金の対象となる店舗(以下「補助対象店舗」という。)は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内商業の活性化に寄与する飲食店舗であること。

(2) 店舗面積が15㎡以上であること。

(3) 店舗内に飲食スペースを設置していること。

(4) 関係する法令に違反する店舗でないこと。

(5) 公序良俗に反する店舗でないこと。

(6) 政治活動又は宗教活動を行う店舗でないこと。

(7) 1週間当たり4日以上営業を行うこと。

(8) 午前6時から午後7時までの間に1日当たり3時間以上の営業を行うこと。

(9) 店舗が存する地区を所管する商店街又は稲城市商工会に入会していること。

(10) 稲城市観光協会の作成するデジタルマップに加盟していること。

(補助対象経費)

第5条 出店補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象店舗を出店するための工事費用とする。ただし、補助対象者が自ら行う工事並びに消費税及び地方消費税は補助対象経費から除く。

(出店補助金の額)

第6条 出店補助金の額は、予算の範囲内において補助対象経費の2分の1以内とし、60万円を限度とする。

2 補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 国、東京都、市等からの補助金(出店補助金以外のものをいう。)を受ける場合は、補助対象経費から当該補助金の額を差し引いた額を算定の基礎とする。

(出店補助金の交付申請)

第7条 出店補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者(法人である場合は代表者)の区市町村民税納税証明書(前年度分)

(2) 個人事業の開業等届出書の写し(個人事業者に限る。)

(3) 登記事項証明書の写し(法人に限る。)

(4) 飲食店営業に係る許認可証の写し

(5) 補助対象経費の明細のわかる書類(請求書等)

(6) 補助対象経費を支払ったことわかる書類(領収書等)

(7) 稲城市中小規模飲食店舗出店補助金同意・誓約書(様式第2号)

(8) 出店店舗を管轄する商店街又は稲城市商工会への入会がわかる書類の写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請期間)

第8条 前条に規定する交付申請の受付期間は、4月1日から翌年の1月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、出店補助金の交付申請額の合計が予算において定められた額の上限に達し、又はそのおそれがあると認めるときは、前項の申請期間を終了することができる。

(交付申請の取下げ)

第9条 申請者が、その申請を取り下げる場合は、稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付申請取下書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定等)

第10条 市長は、交付申請があったときは、その内容を速やかに審査し、補助金の交付又は不交付について決定するものとする。

2 前項に規定する交付決定は稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付決定通知書(様式第4号)により、不交付決定はその理由を付して稲城市中小規模飲食店舗出店不交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第11条 第10条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付請求書(様式第5号)により出店補助金の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の請求書を受理したときは、当該受理した日から起算して30日以内に店舗補助金を支払うものとする。

(補助金の交付決定の取り消し及び補助金の返還)

第12条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽又はその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付決定後に、補助対象外となる事実が判明したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消した場合は、稲城市中小規模飲食店舗出店補助金交付決定取消通知書兼返還命令書(様式第6号)により、交付決定者にその旨を通知し、期限を定めて既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年3月31日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。